

四国圏広域地方計画協議会 規則

(設置)

第1条 国土形成計画法（昭和25年法律第205号）（以下「法」という。）第10条第1項に基づき四国圏広域地方計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- 一 協議会の組織・運営に関する事項
- 二 広域地方計画及びその実施に関する必要な事項
- 三 その他の必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、法第10条第3項の規定に基づき、別表に掲げる者を構成員として組織する。

(会長)

第4条 協議会に会長及び会長代理を置く。

- 2 会長は、構成員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長が構成員の中からあらかじめ指名する会長代理がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 構成員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができ、この場合、構成員が出席したものとみなす。
- 3 協議会は、必要に応じて、構成員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

(協議会の公開)

第6条 協議会の会議については、公開とする。

- 2 協議会の会議に提出された資料及び議事概要については、公開とする。

(協議結果の尊重)

第7条 協議会において協議が調った事項については、法第10条第6項の規定に基づき、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(幹事会の設置)

第8条 協議会の下に「四国圏広域地方計画協議会幹事会」（以下「幹事会」という。）

を設置する。

2 幹事会は、協議会の円滑な運営を補助し、実務的な調査・調整を行う。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、四国圏広域地方計画推進室において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の議事の手続、協議会の運営に関し必要な事項は、四国圏広域地方計画協議会運営要領で定める。

附則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成20年8月7日から施行する。

別表（第3条関係）

警察庁四国管区警察局長
総務省四国総合通信局長
財務省四国財務局長
厚生労働省中国四国厚生局長
農林水産省中国四国農政局長
 〃 林野庁四国森林管理局長
経済産業省中国経済産業局長
 〃 四国経済産業局長
国土交通省四国地方整備局長
 〃 四国運輸局長
 〃 大阪航空局長
 〃 気象庁大阪管区气象台長
 〃 海上保安庁第五管区海上保安本部長
 〃 海上保安庁第六管区海上保安本部長
環境省中国四国地方環境事務所長
徳島県知事
香川県知事
愛媛県知事
高知県知事
徳島県市長会長
徳島県町村会長
香川県市長会長
香川県町村会長
愛媛県市長会長
愛媛県町村会長
高知県市長会長
高知県町村会長
四国経済連合会長
四国商工会議所連合会長

(参考) (第8条関係)

四国圏広域地方計画協議会幹事会構成員

警察庁四国管区警察局	総務監察・広域調整部長
総務省四国総合通信局	総務部長
財務省四国財務局	総務部長
厚生労働省中国四国厚生局 (代理四国厚生支局)	総務課長
農林水産省中国四国農政局	企画調整室長
〃 林野庁四国森林管理局	計画部長
経済産業省中国经济産業局	総務企画部長
〃 四国経済産業局	総務企画部長
国土交通省四国地方整備局	企画部長
	建政部長
〃 四国運輸局	企画観光部長
〃 大阪航空局	空港部長
〃 気象庁大阪管区气象台	技術部長
〃 海上保安庁第五管区海上保安本部	総務部長
〃 海上保安庁第六管区海上保安本部	総務部長
環境省中国四国地方環境事務所	高松事務所長
徳島県 企画総務部長	
県土整備部長	
香川県 政策部長	
土木部長	
愛媛県 企画情報部長	
土木部長	
高知県 政策企画部長	
土木部長	
徳島県市長会	事務局長
徳島県町村会	常務理事
香川県市長会	事務局長
香川県町村会	事務局長
愛媛県市長会	事務局長
愛媛県町村会	常務理事
高知県市長会	事務局長
高知県町村会	事務局長
四国経済連合会	専務理事
四国商工会議所連合会	常任幹事 (高松商工会議所専務理事)

四国圏広域地方計画協議会運営要領

(趣旨)

第1条 四国圏広域地方計画協議会（以下「協議会」という。）の議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、四国圏広域地方計画協議会規則に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び協議事項を構成員に通知する。

(書面による議事)

第3条 会長はやむを得ない理由により協議会の会議を開催することができない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。

(会議の議事)

第4条 会長は、協議会の会議の議長となり、議事を整理する。

2 会議において、議決が必要な場合は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

3 前項において、国の同一の地方行政機関の構成員が複数ある場合には、当該複数の構成員は、1として計算するものとする。

4 協議会の会議の議事については、議事概要を作成する。

(合同協議会)

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、隣接圏域間の連携・調整を行うため、隣接圏域との合同協議会を行うことができる。

(その他)

第6条 その他協議会の議事の手続、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則

(施行期日)

第1条 この運営要領は、平成20年8月7日から施行する。